

# 新型コロナウイルスにかかる 施設使用料の返金等について

「福岡コロナ警報」または「福岡コロナ特別警報」が発動中に新型コロナウイルスを理由として、施設利用の中止や延期の申請が行われた場合、キャンセル料は不要（納付済の使用料は全額返金）とする取扱いは、「福岡コロナ警報」の解除に伴い、令和4年6月7日をもって終了します。

皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

福岡市立東体育館